

経営事項審査基準改正に伴う再審査申立て要領

(令和3年4月1日～同年7月29日申請分)

令和3年4月
愛媛県

この要領は、経営事項審査の新基準が令和3年4月1日に施行されることに伴い、愛媛県知事許可業者が、建設業法施行規則第20条第2項の規定により、再審査を申し立てる場合の方法等を定めたものです。
なお、令和3年4月1日以降に通常の経営事項審査の申請をされる方は、改正後の審査基準により審査を行いますので、この要領に基づく再審査の申立ての必要はありません。

○建設業法施行規則	
(再審査の申立て) （第1項 省略） 2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に基づく方法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかるわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。）	

（1）再審査の対象

申請日現在で、1年7か月前の日以降を審査基準日として改正前の審査基準による結果通知を受けているもの

※令和元年8月31日以前の審査基準日のものはが象外です。

※再審査による結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。

※再審査は必須ではありません。その場合、従前の結果通知書が引き続き有効です。

（2）再審査の申立て期間

令和3年4月1日から同年7月29日まで

（3）再審査の対象項目

再審査は基準改正による変更事項に限られたため、今回の再審査の対象となるのは次の項目です（これらに該当がない場合は、総合評定値は変わりません）。改正部分以外の項目を変更して再審査を受けることはできませんので、御注意ください。

①技術職員数 (乙) [に係る改正]

審査基準日時点での監理技術者を補佐する資格を有する者（「1級技士補」：建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者）。

※技術検定制度の改正は令和3年4月1日施行のため、1級技士補については、再審査に係る審査基準日時点には存在しません。

②労働福祉の状況 (W1) [に係る改正]

審査基準日時点での『中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者』の労働災害補償制度へ加入している者。

③建設業の経理の状況 (W6) [に係る改正]

公認会計士等の数の算出にあたって算入できる者を次のとおり改正する。

$$\text{・公認会計士等の数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者	
イ	税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
1級登録経理講習に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者	
2級登録経理講習に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者	
ロ	2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

○平成29年3月31日以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者は、令和3年3月31日までの間に限り、公認会計士等の数に算入できる。

○経理処理の適正を確認できる者の要件についても、上記イに掲げる者となる。

④知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W1) の新設

審査基準日時点における、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を次のとおり評価。

・「技術者に関する評価」については、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の「1年間に取得したCPD単位の平均値」により評価。

・「技能者に関する評価」については、建設業者による技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前『3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）』した者の割合により評価。

（4）再審査申請書の提出先

主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部または土木事務所

（5）再審査の手数料

無料

(6) 申請方法

①往復がきによる下書き審査申込み～清書提出（本申請）
通常の経営規模等評価申請・総合評定権の請求と同様、対面による下書き審査を行つた後で、本申請（清書の提出）をしていたこととします（なお、はがきの記載方法等の詳細につきましては、「経営規模等評価申請及び総合評定権請求要領（令和3年4月から申請用）」を御参照ください）。

*上記の申込み方法のほか、各地方建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、「再審査の申立て」である旨を必ず明記してください。

②提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

順序	書類名	提出書類
1	経営規模等評価申請書・総合評定権請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）別紙様式第25号の14）	【作成上の注意】 ・様式表題部は「経営規模等評価再審査申立て」、「総合評定権請求書」及び「～再審査の申立てをします。」、「～総合評定権の請求をします。」を残し、その他の不要なものを二重線で消すこと。 ・項目「08」～「14」は、前回の旧基準による申請時以降に変更があつた場合には、変更後の内容を記載のこと（ただし、建設業法に定める変更届出を提出しているものに限る）。 ・様式最後の「再審査を求める事項」と、「再審査を求める理由」欄には「施行の改正に係る事項」と、「再審査を求める理由」欄には「制度改正のため」と記入。
2	工事種類別完工事高/工事種類別元請完成工事高（同様式別紙一）の前回提出分の写し	200002 帳票
3	その他の審査項目（社会性等）（同様式別紙三）	200004 帳票 【作成上の注意】 ・建設業の経営の状況（項目52、53、54）は、改正後の基準に基づき審査基準日時点の状況を記入すること。 ・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（項目61、62）は、技術職員名簿又はCDR単位を取得した技術者名簿（様式第4号）及び技能者名簿（様式第5号）に記載された数値とともに記載すること。
4	技術職員名簿（同様式別紙二）	200005 帳票 【作成上の注意】 ・氏名、生年月日、業種コード、有資格区分コード、監理技術者資格証交付番号は、今回の再審査申立ての元となる既申請の記載内容どおり転記すること。

③提示書類
(留意事項)

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。
以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求めることがあります。

(7) その他留意事項

①愛媛県の入札参加資格との関連

愛媛県におきましては、「愛媛県建設工事請負業者選定要領」に基づき、合併や会社再生等により、会社の構造に変更があつた場合にのみ格付けの変更を行うこととしているため、今回の再審査を申し立てたいても、その結果をもつて本県の令和3年4年度格付けの総合数値の変更はいたしません。

番号	書類名	内容
1	前回申請時の提出書類等	前回申請時の提出書類副本（再審査を申立てしようとする総合評定の結果通知を受けて審査基準日を保るもの。なお、地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。）
2	技術職員の資格の確認に要する書類	再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知書 審査対象は、CPD単位を取得した技術者名簿に記載された技術職員に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び給付金評定値請求要領（令和3年4月から申請用）」16ページの番号8を参照してください。
3	技術職員のCPD単位数を証する書類等	審査対象は、技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿に記載された技術職員に限る。
4	公認会計士・登録経理試験合格者等の確認に要する書類	今回の再審査申立ての元となる既申請済の経理処理の適正を確認した旨の書類の数に変更が生じる場合に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び給付金評定値請求要領（令和3年4月から申請用）」16ページの番号8を参照してください。
5	作業員名簿	審査対象は、審査基準日において施工中である施工体制台帳の作成が必要な全ての工事に係る作業員名簿
6	能力評価（レベル判定）結果通知書	審査対象は、審査基準日以前3年間において国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル判定された技能者（レベルが1以上向上した者）に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び給付金評定値請求要領（令和3年4月から申請用）」18ページの番号12を参照してください。
7	技術職員等が一定期間以上雇用されていることの確認に要する書類	技術職員等が一定期間以上雇用されていることの確認に要する書類
8	愛媛県知事許可業者	審査対象は、CPD単位を取得した技術者名簿に記載された技術職員、技能レベル向上者数に係る数値の評価を受ける技能者及び変更する経理責任者に限る。 ※詳細は「経営規模等評価申請及び給付金評定値請求要領（令和3年4月から申請用）」16ページの番号4を参照してください。

④提出部数

愛媛県知事許可業者	1部	1部
-----------	----	----